

## 令和8年度国民健康保険税率改定について

### ■令和7年度国民健康保険税

区分	所得割額	均等割額
医療分	6.40%	30,000円
後期分	2.38%	14,000円
介護分	2.24%	16,000円
合計	11.02%	60,000円

### ■令和8年度国民健康保険税改定案

区分	所得割額	均等割額
医療分	6.40% → 7.12% +0.72%	30,000円 → 32,700円 +2,700円
後期分	2.38% → 2.60% +0.22%	14,000円 → 15,500円 +1,500円
介護分	2.24% → 2.41% +0.17%	16,000円 → 17,400円 +1,400円
子ども分 (新設)	0.27% (都が提示)	1,800円 (都が提示)
合計	11.02% → 12.40% +1.38% (子ども分含む)	60,000円 → 67,400円 +7,400円 (子ども分含む)

## 【前提条件】

- ※ 国民健康保険財政健全化計画に基づき、令和14年度に赤字解消（標準保険料率適用）を目指すため、毎年段階的に改定。
- ※ 東京都が算定する標準保険料率を参考に令和14年度の標準保険料率を見込み、残りの年数で割り、令和8年度の改定案を作成。
- ※ 都より令和8年度標準保険料率が示された際に変更予定。

## ■改定による調定増加額

区分	所得割額	均等割額	調定増加額
医療分	7.12%	32,700円	153,098,400円
後期分	2.60%	15,500円	56,343,200円
介護分	2.41%	17,400円	16,544,700円
子ども分 (新設)	0.27%	1,800円	81,807,786円
合計	12.40%	67,400円	307,794,086円

※子ども・子育て支援金分は、当該納付金相当分